

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（建屋滞留水一時貯留タンク設備の設置）に係る面談
2. 日時：令和5年9月25日（月）13時30分～16時35分
3. 場所：原子力規制庁6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
松田室長補佐、森審査班長、椎名係長
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクトマネジメント室 担当2名（Web会議システムによる出席）
福島第一原子力発電所 担当5名（うち4名Web会議システムによる出席）

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（建屋滞留水一時貯留タンク設備の設置）について、資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁から、主に以下のコメント等を伝えた。

- 本設備の設置の必要性と、設置によるリスク低減効果については、必要に応じて、今後技術会合で取り扱うことから、十分な説明ができるよう準備しておくこと。
- 過去の最大降水量の際の汚染水の水位データ等を記載した上で、タンクの貯蔵容量の十分性を示すこと。
- 本設備の要求機能の1つである「水質の均平化」について、当該設備設置前後を比較し、その影響を整理して示すこと。
- 本設備の要求機能の1つである「線量低減」について、遮蔽を設置した場合の敷地境界線量を示すとともに、現行設備における敷地境界線量と比較した結果も併せて示すこと。
- 受入槽と貯留槽の間に設けるとしているストレーナーについて、その性能と運用方法を説明すること。
- 沈降やストレーナーにより分離できなかったスラッジによる影響として、後段の設備への負荷について評価すること。
- フラッシングの際の、一連の水の流れを示すこと。
- スラッジ及びフラッシング水をプロセス主建屋地下2階に落とす配管のルート図や下端の位置・構造を示すこと。
- 最高使用温度が異なる配管について、その境界を詳細に示すこと。

○東京電力より、上記コメントについて了解した旨の回答があった。

6. その他

資料：

- 福島第一原子力発電所特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について等への適合性について（建屋滞留水一時貯留タンク設備の設置）
- 『特定原子力施設の指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項』該当項目の整理表（案件：建屋滞留水一時貯留タンク設備の設置）

以上